

保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部  
子育て支援課長 篠崎 省三

## 緊急事態宣言（3回目）期間再延長に伴う学童保育クラブ運営の一部変更について

緊急事態宣言の発出に伴い、4月から学童保育クラブの運営の一部を下記のとおり、変更しております。緊急事態宣言期間の再延長のため、再度のご確認をお願いいたします。また、今回の再延長により、下線部分について、適用期間を変更することとしました。なお、状況の変化によって内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

### 記

#### 1. 利用要件の緩和

通常、学童保育クラブの利用には、「利用日数が週3日以上又は4週で12日以上あること」を要件としています。これについて、令和3年4月から令和3年6月30日まで、この利用日数の要件を緩和して、退所の扱いにはせず在籍できることとします。

(※1)各学童保育クラブでの、出席簿による欠席や早退等の状況の確認は継続します。

(※2)1日も利用が無くても、在籍していれば保育料を月額で徴収します。

#### 2. 出席率の確認期間の変更

学童保育クラブの利用決定について、利用基準指数で順位の判定ができない場合、児童の出席率を判定基準に含めており、例年は4月～10月（8月を除く）の期間から出席率を算定させていただいております。これについて、出席率を算定する期間を7月～10月（8月を除く）に変更します。

(※3)利用基準指数のうち「出席状況の調整指数」については、定期的な欠席・早退を確認する期間は例年9月～11月であり、現時点では変更ありません。（裏面資料有）

#### 3. 育児休業からの復職時期及び求職活動期間について

通常、育児休業から4月末までに復帰することが利用要件になりますが、この復帰の期限を6月30日までに変更します。また、利用期間中の求職活動期間について、緊急事態宣言発出の特例要件とし、緊急事態宣言の期間終了後から2カ月以内とします。

以 上

問合せ先  
子育て支援課児童館係 電話：03-5722-6831  
または、利用する児童館、学童保育クラブまで  
(裏面あり)

**【参考：児童の出席状況及び出席率について】**（「令和2年度利用申請のご案内・申請書」一部抜粋）  
**※今後の状況の変化によって内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。**

## 1 児童の出席状況

「学童保育事業利用申請書」に記載していただいた児童の状況（保育の必要な日、帰宅予定時刻）及び保護者の勤務日を確認し、以下のような調整を行います。なお、現在学童保育クラブを利用している場合は、利用実績（出席状況）をあわせて確認し、調整を行います。（児童が習い事等により、定期的に保育を必要とする日にお休み・早帰りした場合には、調整の対象になります。）

- 定期的な欠席、定期的な早退を確認する期間は、9月～11月とします。
- 定期的とは、9～11月各月の4週間分を確認し、曜日にかかわらず2か月連続で4週間毎週1日以上のお休み又は早退がある場合です。

確認するのは、毎月4週間分なので、第1～4週の毎週一日習い事などで学童保育クラブを利用しない、又は早帰りする場合は、第5週目に習い事がなくても定期的と判断します。なお、習い事等でお休み予定の日に学校行事等で下校が早く、学童保育クラブを利用することがあっても、定期的には学童保育クラブを利用しない日と判断します。現在学童保育クラブを利用していて、定期的とみなされるかどうかについて、個別具体的な不明点がある場合には、在籍する学童保育クラブに御確認ください。

・欠席（午後3時前（3時を含まない）の早退については、欠席扱いとなります）

週5日保育を必要としている児童で、習い事等での欠席で週3日の出席となる場合	-2
週6日保育を必要としている児童で、習い事等での欠席で週4日の出席となる場合	
週4日保育を必要としている児童で、習い事等での欠席で週3日の出席となる場合	-1
週5日保育を必要としている児童で、習い事等での欠席で週4日の出席となる場合	
週6日保育を必要としている児童で、習い事等での欠席で週5日の出席となる場合	

・早退

定期的な習い事等で、午後4時（午後4時を含む）までに早帰りする場合（週1回につき） *1週間の合計を加算しますので、週の中で、2日ある場合は、 $-0.5 \times 2 \text{ 日} = -1 \text{ ポイント}$ となります。	-0.5
---	------

## 2 利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数（基準指数と調整指数を合計したポイント）が同じポイントとなって、判定ができなかった場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要 件
1	希望学童保育クラブが、居住する学校区域の学童保育クラブである児童
2	両親不在家庭・ひとり親家庭に属する児童
3	低学年の児童
4	在籍児童については、保護者の就労日における児童の出席率が高い児童 ・例えば、保護者の就労日3日の場合で、その児童が週3日の出席であれば、出席率は100%という考え方で、出席率を出します。出席率は、7～10月（8月を除く）の出席状況で算出します。
5	複数の保護者の利用基準指数（基準指数と調整指数の合計）を加算し、算出されたポイントが高い児童
6	適用された保護者の基準指数（調整指数を加えない指数）が高い児童
7	複数の保護者の基準指数（調整指数を加えない指数）の合計が高い児童
8	同居の親族がいない児童
9	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
10	低年齢の弟妹がいる児童（弟妹の有無で順位が決まらない場合は、以下の順で判定します） ①就学前の弟妹の人数が多い児童 ②小学生以下の兄弟姉妹の人数の多い児童 ③弟妹のうち、一番年下の児童の年齢
<b>*なお、上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定をします。</b>	